

## 技術提案書評価方法

### 1 業務実施体制（様式8）

#### (1) 評価方法

- ① 予定技術者の資格の評価は、一級建築士、二級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築積算士、建築設備士、技術士等それぞれの分野で設計上有効な国家資格又はそれに準ずる資格の保有状況により加點評価します。
- ② 「資格」欄に複数の資格が記載されている場合は、そのうち最も加算点の高い資格を評価の対象とします。
- ③ 担当技術者の「資格」欄に記載された資格について、次のアからウのいずれかに該当する場合は、当該資格者として評価の対象としません。
  - ア 添付資料により資格の保有状況が確認できない場合
  - イ 建築士若しくは構造又は設備設計一級建築士について、建築士法第22条の2に規定する定期講習を適切に受講していることが添付資料により確認できない場合
  - ウ 有効期限のある資格で、添付された資格者証等の有効期限が切れている場合

#### (2) 提案を無効とする場合

- ① 次のア、イのいずれかに該当する場合は、提案を無効とします。
  - ア 管理技術者が一級建築士資格を有していることが添付資料で確認できない場合
  - イ 技術提案書作成要領の表1で示された「予定技術者の選任」、「兼務できる範囲」、「協力会社への再委託」を満足しない場合

### 2 予定技術者の業務実績等（様式9）

#### (1) 評価方法

- ① 各予定技術者の建築CPDの実績及び過去10年間の類似業務の実績により加點評価します。
- ② 過去10年間の類似業務の実績が3件を超える場合、そのうち3件を記載すること。
- ③ 過去10年間の類似業務の実績について、次のアからエのいずれかに該当する場合など要求されている事柄が満足されていない場合、当該業務を評価の対象としません。
  - ア 添付資料が無い場合
  - イ 添付資料により類似業務であることが確認できない場合
  - ウ 添付資料により当該事務所（協力会社を含む。）が当該業務に携わったことを確認できない場合
  - エ 公共建築協会の受領印が無いなど資料が不完全である場合
- ④ 担当技術者について、手持ち業務の繁忙度が高い場合、減点となります。
- ⑤ 「様式8 業務実施体制」の「担当技術者」欄に予定技術者が複数名記載されている場合は、主担当者の資格、建築CPDの実績、業務実績等により評価します。
- ⑥ 「様式8 業務実施体制」の「担当技術者」欄に協力会社の予定技術者が記載されている場合、協力会社の予定技術者（複数配置されている場合は、協力会社の主担当者）の資格、建築CPDの実績、業務実績等により評価します。

### 3 設計事務所の過去10年間の受賞歴等に関する申告書（様式10）

#### (1) 設計事務所の過去10年間の受賞歴等

##### ① 評価方法

- ア 受賞履歴数や受賞内容（設計者を選定する設計競技における当選は重く評価する。）から加點評価をします。
- イ 添付資料が無い、又は添付資料により受賞内容などが①アに該当することが確認できない場合は、当該受賞歴等を評価の対象としません。
- ウ 受賞者が組織の場合、当該設計事務所以外の他支店名等が記載されている添付資料、又は当該設計事務所名（支店名含む）が確認できない添付資料は当該受賞歴等を評価の対象としません。（添付資料で支店名が確認できない場合は、当該設計事務所が当該受賞業務に携わったことが確認できる契約書の写し等の資料を添付すること。）